⑵　主な犯行態様

「銭屋」、「越後屋」、「千両箱」、「ローンズ竹」及び「ローンズはなふさ」を屋号として使用し、上記屋号と連絡先の電話番号を記載したチラシをポストに投函したり、あるいは電柱に貼り付けて顧客を集め、顧客がチラシに記載された電話番号に電話すると、貸付審査役が電話で貸付審査をして顧客と落ち合う日時、場所を決め、実際に金銭を貸し付ける役割の者が顧客に現金を手交（利息は天引き）し、返済期日に、顧客に指定口座へ元金及び利息を振込入金させたり、顧客から直接手渡しで元金及び利息を受領する。

5　開始決定の時における給付資金の額　金1,581万3,246円

6　支給申請期間　平成26年11月27日から平成27年１月26日までの間

7　犯罪被害財産の没収又はその価額の追徴の裁判に関する事項

⑴　裁判所名　神戸地方裁判所

⑵　裁判年月日　平成22年10月29日

⑶　確定年月日　平成22年11月13日

⑷　被告人の氏名　中原　秀彦

⑸　没収又は追徴の理由とされた事実の要旨及び罪名

（事実の要旨）

被告人は、神戸市内に事務所を設置し、兵庫県知事の登録を受けないで貸金業を営むとともに、業として金銭の貸付けを行うに当たり、法定の１日当たり0.3パーセントを超える割合による利息の契約をしたものであるが、共犯者と共謀の上、平成20年12月25日頃から平成22年５月28日頃までの間、1,547回にわたり、多数人から、被告人が無登録かつ法定の制限を超える高金利で上記多数人に貸し付けた金銭の利息及び元本を、株式会社三井住友銀行三宮支店羽柴寛治名義の普通預金口座ほか１口座に振込入金させて合計2,901万9,600円を同２口座に預け入れ、もって犯罪収益等の取得につき事実を仮装した。

（罪　　名）

組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第10条第１項前段違反

8　この公告に関する問い合わせ先（申請書の提出窓口）

〒650―0016　神戸市中央区橘通１丁目４番１号

神戸地方検察庁　被害回復給付金担当

電話番号　078―367―6100（内線3410）

○　上記３の支給対象犯罪行為の範囲を定める処分に不服がある場合には、この公告があった日の翌日から起算して30日以内に当該処分をした検察官が所属する検察庁の長（神戸地方検察庁検事正）に対して審査の申立てをすることができます（提出先は上記８のとおり）。

○　当該処分の取消しの訴えは、審査の申立てに対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、当該裁決を経ずして当該処分の取消しの訴えを提起することができます。

⑴　審査の申立てがされた日の翌日から起算して３月を経過しても裁決がないとき。

⑵　支給対象犯罪行為の範囲を定める処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

⑶　その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

○　当該処分の取消しの訴えは、当該処分に係る裁決書の謄本の送達を受けた日から30日以内（送達を受けた日の翌日から起算します。）に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、当該処分をした検察官が所属する検察庁（神戸地方検察庁）の所在地を管轄する地方裁判所に提起しなければなりません。

社会保険労務士懲戒処分公告

下記の者については、社会保険労務士法（昭和43年法律第89号）第25条の３の規定に基づき、平成26年11月８日付けで戒告の処分を行ったので、同法第25条の５の規定に基づき、公告する。

平成26年11月27日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

記

社会保険労務士　枝川　浩文

生年月日　昭和35年11月13日

住所　佐賀県唐津市養母田719番地11

社会保険労務士登録番号　第41010001号

事務所の名称　枝川社会保険労務士事務所

事務所の所在地　佐賀県唐津市養母田719番地11

懲戒処分の対象となった行為　社会保険労務士法第25条の３に定める懲戒処分事由の「この法律の規定に違反した」及び「社会保険労務士たるにふさわしくない重大な非行」

下記の者については、社会保険労務士法（昭和43年法律第89号）第25条の３の規定に基づき、平成26年11月９日から６か月の社会保険労務士の業務の停止の処分を行ったので、同法第25条の５の規定に基づき、公告する。

平成26年11月27日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

記

社会保険労務士　濱田　仙吉

生年月日　昭和16年11月２日

住所　島根県松江市鹿島町武代225―５

社会保険労務士登録番号　第32850003号

事務所の名称　浜田経済事務所

事務所の所在地　島根県松江市鹿島町武代225―５

懲戒処分の対象となった行為　社会保険労務士法第25条の３に定める懲戒処分事由の「この法律の規定に違反した」及び「社会保険労務士たるにふさわしくない重大な非行」

下記の者については、社会保険労務士法（昭和43年法律第89号）第25条の３の規定に基づき、平成26年11月９日から６か月の社会保険労務士の業務の停止の処分を行ったので、同法第25条の５の規定に基づき、公告する。

平成26年11月27日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

記

社会保険労務士　岸本　静夫

生年月日　昭和30年９月１日

住所　埼玉県南埼玉郡宮代町百間６丁目604番地２

社会保険労務士登録番号　第13822158号

事務所の名称　岸本労務管理事務所

事務所の所在地　東京都豊島区池袋４丁目25番12号　ハヤカワビル402

懲戒処分の対象となった行為　社会保険労務士法第25条の３に定める懲戒処分事由の「この法律の規定に違反した」及び「社会保険労務士たるにふさわしくない重大な非行」

建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成26年11月27日

関東地方整備局長　越智　繁雄

1　処分をした年月日　平成26年10月27日

2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　東海興業株式会社　藤村　安壽　東京都中央区八丁堀２―20―９　国土交通大臣許可（特―22）第5099号

3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（土木工事業、建築工事業、大工工事業、左官工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロツク工事業、鋼構造物工事業、鉄筋工事業、ほ装工事業、しゆんせつ工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業、建具工事業及び水道施設工事業に関する特定建設業の許可）

4　処分の原因となった事実　平成26年９月２日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成26年11月27日

関東地方整備局長　越智　繁雄